科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21年 5月 20日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2007-2008課題番号:19530501

研究課題名(和文) 高齢者虐待防止へのケア・マネジャーの役割

研究課題名(英文) Role of Care Manager for Elder Abuse

研究代表者

大谷 昭(OHTANI AKIRA) 大阪府立大学・看護学部・教授

研究者番号: 30152169

研究成果の概要:

社会的に注目される高齢者虐待防止に関してケアマネジャーの役割に関する認識とその課題について、ケアマネジャーに対して、質問紙による調査とインタビュー調査を行った。その結果、(1)ケアマネジャーの高齢者虐待防止と役割に関しては「発見」「通報」「介護ストレスの軽減」に関して共有されているが、それらを実施するためには、(2)高齢者虐待防止への関わりへのケアマネジャーの基盤が条件として整えられること、(3)ケアマネジャーと地域包括支援センターの連携が課題となることが明らかになった。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
2008 年度	600, 000	180, 000	780, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 700, 000	510, 000	2, 210, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:社会学:社会福祉学

キーワード: 高齢者虐待防止、ケアマネジャー、主任ケアマネジャー、地域包括支援センター

1. 研究開始当初の背景

高齢化社会での様々な問題の中で高齢者虐待防止がようやく社会的に認知され、2006年4月に高齢者虐待防止法が施行され、介護保険制度の改正に伴い新たに設けられた地域包括支援センターの業務のなかに高齢者虐待防止が位置づけられた。しかし、初期に高

齢者虐待を受ける要介護高齢者に直接かか わるのは、ケアマネジャーや訪問看護師、ホ ームヘルパーである。特に、ケアマネジャー は要介護高齢者・家族の生活全体にかかわる ことが多く虐待事例に直面することも多い。 地域包括支援センターの担当者との連携の もとケアマネジャーが高齢者虐待防止に果 たす役割は大きいと考えられる。

高齢者虐待に関してはこれまで行われている調査で、ケアマネジャーが事例として多く体験していることは実証的にも明らかになっている。しかし、対応において十分でなかったことや、専門機関の必要性を訴えている。筆者が参加した調査においてケアマネジャーを始めとする保健医療福祉の専門職が高齢者虐待事例への対応の困難さとして、①虐待の概念や範囲があいまいであること、②問題の深さや大きさから取り組むことで改善することの見通しが持てない、③専門的な教育やトレーニングを受けていないことを挙げている。つまり、事例は体験するが、十分に解決できないことを示している。

このようなケアマネジャーに関連する高齢 者虐待の幅は広いが、ケアマネジャーにとっ ての指針は明確にされていない。

欧米における高齢者虐待に関する代表的な 文献では高齢者虐待の介入について援助に 関する理論に基づき体系化されている。

ただし、欧米における体系は援助職としての わが国のケアマネジャーとの背景の違いや 文化の違いからそのまま適用することは困 難である。

筆者自身が 2002 年から参加しているケアマネジャーを主とする、地域の高齢者介護に関わる専門職との事例検討会でも、特に高齢者虐待防止法成立後高齢者虐待への意識が高まり、虐待事例が表面化するようになってきたが、虐待防止に果たす役割については苦慮している現実が示されている。

2. 研究の目的

高齢者虐待防止法及び介護保険法の改正に より高齢者虐待防止の体制が確立され、市町 村の責務や中核的機関としての地域包括支 援センターの役割や対応方法について、具体 的な方向性が出された。ただし、これまで高齢者虐待防止で大きな役割を果たし、今後も高齢者虐待が行われている場に最も直面することが多いと考えられるケア・マネジャー (介護支援専門員)の役割や対応方法は不明確である。また体制が変わったことによるとまどいも大きい。本研究は高齢者虐待防止に対する新たな体制の中で、高齢者虐待防止に対するケアマネジャーの役割の認識、また役割を遂行するための課題を明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 高齢者虐待防止に対するケアマネジャーの認識に関する調査

平成19年12月に大阪介護支援専門員協会の 会員1200名を対象として、「高齢者虐待防止 に対するケアマネジャーの認識に関する調 査」の質問票を自記式郵送法で行った。

平成 19 年 12 月 25 日に調査票を発送し、平成 20 年 1 月 19 日を締めきりとした。

調査内容は文献・資料を参考に、ケアマネジャーとしての基本項目、経験した高齢者虐待事例、高齢者虐待に関する知識、高齢者虐待の原因に関する認識、高齢者虐待事例の困難さについての認識、ケアマネジャーの高齢者虐待防止への役割に関する認識についてであった。その結果380名(回収率31,7%)の回答を得た。

結果はそれぞれの項目の単純集計と自由記述欄に記載された内容を質的に分析した。

(2) ケアマネジャーが高齢者虐待に関わる際の課題と地域包括支援センターとの連携に関する調査

平成21年2月に居宅のケアマネジャー5名、 地域包括支援センターの主任ケアマネ5名に 対してインタビューを行う。

調査の方法は各調査対象者に対して半構造

的インタビューを1時間程度行う。なお承諾を得た上、インタビューはICレコーダーで録音を行った。調査内容はインタビュー回答者の基本属性、虐待事例の経験と虐待事例への役割への認識、虐待事例に関わるためのケアマネジャーの課題について、地域包括支援センターとケアマネジャーの連携の実際と課題であった。

分析方法はインタビューを逐語録に起こ し、テーマに関連する文節をコードとし、コ ードからカテゴリーを抽出した。

4. 研究成果

「高齢者虐待防止に対するケアマネジャーの認識に関する調査」および「ケアマネジャーが高齢者虐待に関わる際の課題と地域包括支援センターとの連携に関する調査」からの結果を分析することで以下のことが明らかになった。

(1)ケアマネジャーの高齢者虐待防止と役割に関する認識

ケアマネジャー個人としてそれほど多くの 虐待事例を担当しているわけではないが、高 齢者虐待防止法での通報義務に関しては 95%、 通報窓口についても 90%が認識している。ケ アマネジャーの役割についての認識は「通報 相談」「発見」が最も高く、「介護ストレスの 軽減」、「家族の見守り」も高かった。虐待防 止に関しての高齢者虐待防止法や「市町村・ 都道府県における高齢者虐待への対応と養 護者支援について」で想定していることがほ ぼ反映された内容になっていた。

ただし、発見・通報の機能についてはインテーク時を除けば通常は1ヶ月1回の訪問であり、日常的に高齢者に接するホームヘルパーやデイサービスなどの介護サービス提供者と比べると最初の発見を行いやすい立場

にいるわけではない。ただし介護サービスの 調整や高齢者・家族に関する情報を集約する 立場から、ケアマネジャーは各介護サービス 提供場面からの虐待のインシデントを集約 し、地域包括支援センターや市町村に結びつ ける役割であると考えられる。

(2) 高齢者虐待防止への関わりへのケアマネジャーの基盤

高齢者虐待防止への役割を認識しつつ、思うように関われない状況も明らかになった。ケアマネジャーの働く環境は厳しいものがある。時間的にも残業や家庭に仕事を持ち帰るは恒常的である。そのような環境で虐待事例に取り組むことは他のケースに割くべき時間が割けないことになる。

①事業所の協力体制

ケアマネジャーが虐待事例に取り組むには ケアマネジャー自身の支援に関する理念や 知識技術とともに所属する事業所の協力体 制が必要となる。判断に迷うケアマネジャー の相談にのり、経験の浅いケアマネジャーに は適切な指導を行う、虐待事例に時間を取ら れる間、時間を割けないところは他のケアマ ネジャーがカバーをするというような協力 が必要となる。虐待事例を把握し、積極的に 市町村や地域包括支援センターに相談報告 する事業所とまったく報告がない事業所が あり、実際に虐待事例があるかないかだけで なく、虐待事例に対する事業所の姿勢や体制 が表れていると考えられる。特に経営面を優 先するところではあえて虐待事例に目を向 けない、あるいはできるだけ地域包括支援セ ンターに振ってしまうということにもなる。 一人ケアマネの問題はあるにしても、事業所 の体制については今後検討されるべき課題 である。

虐待防止への支援が報酬に反映すること 高齢者の介護に関わる専門職として報酬に 繋がろうと繋がるまいと虐待防止に関わる べきという考え方は当然としても、ケアマネ ジャーが所属する事業所の経営への観点も 避けることができない。虐待事例への関わり が単に地域包括支援センターに電話1本す ればいいという関わりではなく、時間も労力 も要するものなら当然介護報酬に反映され るべきであろう。そうでなければ、厳しい経 営環境に置かれている介護支援事業所は、介 護報酬に反映されない時間を要する業務に は関われないことにもなる。返って積極的に 関わろうとするケアマネジャーを事業所の なかで苦しい立場に追い込むことにもなる。 虐待事例として関わったことが報酬に反映 されるかどうかは大きな影響を持ち、虐待事 例に目を向けない、取り組まないことを正当 化する一因ともなる。

②ケアマネジャーの虐待事例への研修の必 要性

虐待防止に取り組むにはある一定の知識や技術が必要となるが、そのような知識や技術を学ぶ機会が少ない場合も多く、虐待事例に関する研修も必要と考えられる。新たにケアマネジャーに従事する者も多く、高齢者虐待に関する基本的な理解に関する研修が行われる必要がある。虐待の判断等の基本的な知識に加え、家族関係への介入方法や介入を拒否する家族への介入等が今後より一層検討される必要がある。

(3) ケアマネジャーと地域包括支援センター の連携

高齢者虐待を発見したケアマネジャーは市 町村、地域包括支援センターに通報あるいは 相談することになっているが必ずしも円滑 に行われていない。ケアマネジャーと地域包括支援センターとの間の連携が高齢者虐待防止に重要であるが十分になされていない理由にはすでに述べたケアマネジャー側の課題に加えて、地域包括支援センターの課題と相互関係での課題があると考えられる。

①地域包括支援センターの課題

2006 年に地域包括支援センターが保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーというスタッフで介護予防、総合相談、包括的ケアマネジメントを機能として新たに設けられたが、運営の形態が市直営、委託(社会福祉協議会、法人)等多様であり、スタッフの経験、得意分野等も様々である。その結果地域包括支援センター自体の方針や力量によって高齢者虐待防止への関わり方も様々である。そのため余裕のない地域包括支援センターや役割分担が実情にあっていない地域包括支援センターもあり、高齢者虐待事例に適切な関わりができないことも出てくる。

また、虐待事例は社会福祉士が主に対応することになっているが原則では虐待事例は方が消極的であったり、一方的であったりすることも出てくる。ケアマネジャーにとって地域包括支援センターで支援困難事例のサポートや研修を通して最も緊密なのは主任ケアマネジャーであるが必ずしも主任ケアマネジャーが関わる体制にはなっていない。

②地域包括支援センターとケアマネジャー の認識のズレとその克服

ケアマネジャーは地域包括支援センターとの間に様々な形でのズレが存在している。ケアマネジャーが連絡・相談したとしても思うように動いてくれないと感じることがあったり、反対に勝手に動かれ報告したケアマネジャーに報告後の連絡がなされていないこ

とを経験している。そのような指摘は当たっ ている場合もあるかもしれないが、地域包括 支援センターの側からは動いてくれないと 受けとられていることが実際にはケアマネ ジャーの立場を尊重したものであったり、勝 手に動いていると受け取られていることが 実際にはケアマネジャーに負担をかけない ための処置だったりする。そこにあるのはそ れぞれに問題があるというよりは相互関係、 相互のコミュニケーション不足の問題が考 えられる。特に地域包括支援センターについ ては創設間もないことから十分に実際の機 能が知られていない面もあるだろうし、アプ ローチの方法等がまだ定まっていない面も あるだろう。まず、地域包括支援センターと ケアマネジャーの間に虐待事例に関しても ともに取り組んでいくパートナーとしての 信頼関係を築いていく必要がある。その意味 ではケアマネジャーとの連携作りで抽出さ れたケアマネジャーと協働して取り組む姿 勢やそのための具体的な方法は今後の連携 づくりのために大きな示唆となる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

1. <u>大谷昭</u>: 高齢者虐待防止とソーシャル ワーク,ソーシャルワーク研究 34 巻 2 号 15-21,2008 年 査読無.

〔学会発表〕(計 1件)

1. 大谷昭: 高齢者虐待防止への課題一ケアマネジャーへの調査からの示唆,第 18回日本医療社会福祉学会大会,2008 年 9月 28日, 東京.

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

大谷 昭(OHTANI AKIRA)

大阪府立大学・看護学部・教授

研究者番号:30152169